

## あま市狭あい道路の拡幅整備等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築行為等に係る後退用地及び隅切用地の拡幅整備並びに隅切用地の寄附に係る奨励金に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路及び当該道路以外の道路であって市長がこの要綱の規定を適用する必要があると認めた幅員4メートル未満のものをいう。
- (2) 敷地後退線 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線又は狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するもの（以下この号において「がけ地等」という。）に沿う場合においては、がけ地等と狭あい道路の境界線から狭あい道路側に水平距離4メートルの線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路と敷地後退線との間にある土地をいう。
- (4) 隅切用地 狭あい道路と他の道路が同一平面上で交差、接続又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角（以下「交差角」という。）が120度以上の箇所を除く。）に設ける角地をいう。この場合において、敷地後退線又は道路境界線に接する辺の長さについては、3メートル以上（道路拡幅計画等がある場合は、当該計画の値）とする。
- (5) 後退用地等 後退用地及び隅切用地をいう。
- (6) 拡幅整備 後退用地等を、通行上及び避難上支障がない道路形態に整備することをいう。
- (7) 建築主 狭あい道路に接する敷地（以下「敷地」という。）に建築物を建築しようとする建築基準法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (8) 敷地所有者等 敷地について、所有権、借地権その他の土地の使用又は収益をする権利を有する者をいう。

(後退用地等に関する申出)

第3条 後退用地等について、拡幅整備を受けようとする者は、あらかじめ狭あい道路拡幅整備後退用地等に関する申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(申出の内容審査及び通知)

第4条 市長は、前条の申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、狭あい道路拡幅整備後退用地等に関する通知書（様式第2号）により当該申出人に通知するものとする。

(後退用地等の区域の明示)

第5条 建築主又は敷地所有者等は、あま市道路及び水路の寄附採納等に関する要綱（平成28年あま市告示第31号）第7条の規定による事前協議において同意に至ったとき（同条ただし書の規定により事前協議を行わないとき

を含む。)は、後退用地等と後退用地等を除いた敷地の部分との境界線にくいを設置する方法により明示するものとする。

(後退用地等の整備)

第6条 市長は、前項の規定によりくいを設置された後退用地等について、予算の範囲内において必要な拡幅整備を行うものとする。

(奨励金)

第7条 市長は、隅切用地の寄附者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

2 前項の奨励金の額は、寄附に係る隅切用地の面積に、当該隅切用地の1平方メートル当たりの土地の価格の2分の1を乗じて得た額を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の土地の価格は、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に登録されている土地の価格とする。

(奨励金の申請)

第8条 前条の奨励金の交付を受けようとする隅切用地の寄附者は、狭あい道路拡幅整備奨励金交付申請書(様式第3号)に奨励金の額の算定に必要な資料を添えて市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、狭あい道路拡幅整備奨励金交付決定通知書(様式第4号)により当該隅切用地の寄附者に通知するものとする。

(奨励金の額の確定)

第10条 市長は、寄附を受けた隅切用地の土地の所有権の移転手続が完了したときは、交付すべき奨励金の額を確定し、狭あい道路拡幅整備奨励金額確定通知書(様式第5号)により当該隅切用地の寄附者に通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第11条 隅切用地の寄附者は、前条の奨励金の額の確定後、速やかに狭あい道路拡幅整備奨励金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、隅切用地の寄附者に速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第12条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条の規定による奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命じるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他市長が奨励金を交付することについて不相当であると認めたとき。

(適用除外)

第13条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 寄附に係る後退用地等が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可を受けようとする開発行為の区域内に存在する場合
- (2) 寄附に係る後退用地等が、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行区域内に存在する場合
- (3) 寄附に係る後退用地等の建築主又は敷地所有者等が、自己の居住用又は自己の業務用に供する目的以外で建築を行う場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合  
（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公告の日から施行する。